

◎新潟県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年6月18日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

監事 新潟市秋葉区古田4丁目4番43号 渡邊 敏明

退任年月日 令和6年5月31日